

議案第 7 8 号 調布市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 退職手当の基本額に係る特例（以下「ピーク時特例」といいます。）

(1) 給料月額 7 割措置（※）に係るピーク時特例（附則第 5 条関係）→下記イメージ①

7 割措置後の給料月額ではなく、60 歳到達年度末の給料月額を退職手当の基本額の計算に反映します。

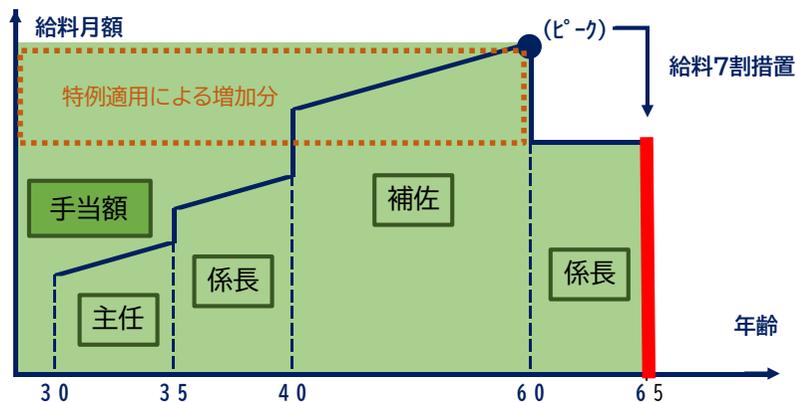
※ 職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の給料月額を、当該職員に適用される給料月額 の 7 割とする制度。

(2) 降任等及び給料月額 7 割措置に係るピーク時特例（附則第 6 条関係）

降任等及び給料月額 7 割措置により給料月額が減額されたことがある場合には、退職時の給料月額のみならず、降任等の前の給料月額及び給料月額 7 割措置の前の給料月額を退職手当の基本額の計算に反映します。

【ピーク時特例適用イメージ】 ※65歳定年の場合

①給料月額 7 割措置のみの場合



②降任等及び給料月額 7 割措置の場合

